

第9期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

※「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）」の自己評価シートをもとに作成

第9期介護保険事業計画に記載の内容				R6年度（年度末実績）		
区分	現状と課題	第9期における具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己評価	課題と対応策
①自立支援、介護予防、重度化防止	高齢化率が上昇している中で、地域の高齢者が経験を活かした生きがい活動や介護予防活動を行う通いの場の設置を推進する必要がある。	高齢者が身近な場所で気軽に介護予防活動に参加できるよう、いきいき長寿よろず茶屋やささえあいの家、介護サポーターなど、地域における住民主体の活動の拡大に取り組む。	いきいき長寿よろず茶屋設置数 実績値:41か所 (R4) 目標値:50か所 (R8)	広報紙でよろず茶屋新規開設を呼びかける記事の掲載や、地域の集まりで事業紹介等を行った。 ・いきいき長寿よろず茶屋設置数 実績値:45か所	◎	いきいき長寿よろず茶屋未設置の地区について、住民主体の活動グループの把握や、地域の集まりで説明を行い、新規開設へとつなげるとともに、既存のいきいき長寿よろず茶屋運営団体に対し、ささえあいの家の説明と転換の呼びかけを行う。
①自立支援、介護予防、重度化防止	高齢者の課題が複雑化・複合化し、重層的な支援が必要となっている。住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域包括支援センターの体制整備や機能強化が必要である。	医療機関、介護、障がい等の機関、地域住民等の様々な機関等と連携を図る。 地域包括支援センターのが総合相談窓口であることを広く周知する。 住民の身近な圏域においても複合的な課題に対応できるよう、地域包括支援センターの多機能化に向けた検討を行う。	地域包括支援センターへの高齢者総合相談件数（延べ件数） 実績値:31,520件 (R4) 目標値:35,200件 (R8)	各関係機関と会議や研修を通して連携を図るとともに、地域の回覧や、チラシの設置、被保険者証発送の際にチラシを同封し、センターの周知をした。 センターの多機能化を検討するため、行政の各関係機関から構成するあり方検討会を開催した。 ・地域包括支援センターへの高齢者総合相談件数（延べ件数） 実績値:29,404件	◎	8050問題など複雑化複合化した課題を抱えた家庭が増加している。センターが把握した支援困難な家庭について、市福祉総合相談室よりそいと早期に連携することにより、問題が重度化する前に支援に繋げる。
①自立支援、介護予防、重度化防止	認知症が進行してから医療機関につながるケースも多くなっている。 早期の相談・受診により、進行抑制や介護負担の軽減につながることを理解や、認知症の相談窓口の体制整備等が必要である。	認知症を早期発見し、適切な受診やケアにつながるよう、あたまの元気度調査票を関係機関を通して設置・周知し、自己チェックの機会を拡大する。 あたまの元気度調査の普及啓発活動に取り組み、元気度調査の周知徹底を図る。	「あたまの元気度調査」（一次チェック）実施者数 実績値:5,091人／年 (R4) 目標値:7,000人／年 (R8)	あたまの元気度調査について、地域の集いの場や集団健診等で実施し、自己チェックの大切さについて周知した。また、いつでも気軽に自己チェックできるように、公民館や医療機関、図書館等に設置した。 ・「あたまの元気度調査」（一次チェック）実施者数 実績値:4,740人／年	○	認知症の早期発見・早期対応のために「あたまの元気度調査」を活用し、地域の集いの場や、健診会場等での調査実施や指定医療機関への受診勧奨等に取り組んでいくとともに、今後は、新たにあんしん見守りネットワークに加入している企業等と連携し、元気度調査の普及啓発に努める。
②介護給付等費用の適正化	本市の介護給付費は年々増加しており、今期計画期間中も増加傾向であると見込まれることから、介護サービスやケアプランが適正になされるよう、介護サービス事業所や居宅介護支援事業所に対し、点検・確認・指導を適切に行う必要がある。	個々の利用者に対して適切なサービスが提供されるよう、訪問調査を重視し、ケアプラン点検マニュアルに基づく点検と指導を行う。 また、指導内容や注意喚起事項を取りまとめ、集団指導において公表する。	年度中にケアプラン点検を実施した居宅介護支援事務所の割合（点検事業所数／市内事業所数） 実績値:13.9% (R4) 目標値:16.7% (R8)	居宅介護支援事業所の実地指導に合わせてケアプラン点検を実施した。また、集団指導の機会を活用し点検結果および指導内容を周知した。 ・年度中にケアプラン点検を実施した居宅介護支援事務所の割合（点検事業所数／市内事業所数） 実績値:19.2% (15事業所／78事業所)	◎	新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが移行されたことに伴い、従前同様の事業所訪問が見込めることから、個別の面談を重視する点検を行っていく。 ケアプラン点検者の質を確保するため、研修等に参加する必要がある。